

目 次

はしがき

凡例

序章 1

1. 制度改正の概要 1

2. 法改正の経緯 2

第1章 救済措置の拡充等 9

1. 改正の必要性 9

(1) 従来 of 制度 9

(2) 改正の必要性 11

2. 改正の概要 13

(1) 手続をする者の責めに帰すべきでない事由がある場合 of
救済規定の整備 13

(2) 優先権の主張の補正に係る規定の整備 13

(3) 優先権の主張の時期の見直し 13

(4) 優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した
場合 of 救済規定の整備 14

(5) 出願審査の請求期間を徒過した場合 of 救済規定の整備 14

- 3. 改正条文の解説 14
 - (1) 手続をする者の責めに帰すべきでない事由がある場合の救済規定の整備 14
 - (2) 優先権の主張の補正についての規定の整備 36
 - (3) 優先権の主張の時期の見直し及び優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定の整備 39
 - (4) 出願審査の請求期間を徒過した場合の救済規定の整備 55
- 4. 施行期日及び経過措置 59
 - (1) 施行期日 59
 - (2) 経過措置 59

第2章 特許異議の申立て制度の創設等 73

- 1. 改正の必要性 73
 - (1) 従来 of 制度 73
 - (2) 改正の必要性 74
 - (3) 改正の方向性 75
- 2. 改正の概要 76
- 3. 改正条文の解説 77
 - (1) 特許異議の申立て制度の創設 77
 - (2) 特許異議の申立て制度の創設に伴う改正 98
 - (3) 特許無効審判の請求人適格の変更 120
- 4. 他法の関連改正 123
- 5. 施行期日及び経過措置 124
 - (1) 施行期日 124
 - (2) 経過措置 124

第3章 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定 を適切に実施するための規定の整備	127
1. 法改正の必要性	127
(1) 創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援 の必要性	127
(2) ジュネーブ改正協定の概要	128
2. 改正の概要	128
(1) 国際登録出願に係る規定（第6章の2第1節等）	128
(2) 国際意匠登録出願に係る規定（意匠法第6章の2第2節等）	128
3. 改正条文の解説	129
(1) 国際登録出願に係る規定	129
(2) 国際出願を国内の意匠登録出願として処理するための規定	132
(3) 特許庁への必要書類の提出に係る規定	136
(4) 秘密意匠の特例及び補償金請求権に係る規定	140
(5) 国際登録簿により管理される事項に係る規定	144
(6) 国際登録の消滅に係る規定	149
(7) 個別指定手数料に係る規定	153
(8) 関連する他法の改正事項	158
4. 施行期日及び経過措置	160
施行期日	160

第4章 商標法の保護対象の拡充等 161

1. 改正の必要性 161
 - (1) 従来 of 制度 161
 - (2) 改正の必要性 161
2. 改正の概要 162
3. 改正条文の解説 162
 - (1) 商標の定義の見直し 162
 - (2) 標章の使用の定義の見直し 163
 - (3) 商標の登録要件の見直し 165
 - (4) 新しい商標の商標登録出願に係る手続の整備 167
 - (5) 新しい商標の出願に係る明確性の要件の追加 168
 - (6) 商標権の効力が及ばない範囲の見直し 171
 - (7) 新しい商標の権利範囲の決定に係る考慮事項 172
 - (8) 他人の著作隣接権に抵触する登録商標の取扱いに係る規定の整備 173
 - (9) 防護標章登録についての商標に関する準用規定の整備 174
 - (10) 国際商標登録出願に係る特例規定の整備 175
 - (11) 登録商標に類似する商標等についての特則 177
 - (12) 第5条第4項の経済産業省令の物件の閲覧 178
 - (13) その他の規定の見直し 179
4. 施行期日及び経過措置 182
 - (1) 施行期日 182
 - (2) 経過措置 182

第5章 地域団体商標の登録主体の拡充 191

1. 改正の必要性 191
 - (1) 従来 of 制度 191
 - (2) 改正の必要性 191
2. 改正の概要 192
3. 改正条文の解説 192
4. 施行期日及び経過措置 193
 - 施行期日 193

第6章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特許庁への手数料の
納付手続の見直し 195

1. 改正の必要性 195
 - (1) 従来 of 制度 195
 - (2) 改正の必要性 197
2. 改正の概要 198
3. 特許法の改正条文の解説 198
 - WIPO国際事務局に対する手数料等の納付方法の改正
(国際出願手数料等の歳入化) 198
4. 施行期日及び経過措置 207
 - (1) 施行期日 207
 - (2) 経過措置 207

第7章 弁理士の使命の明確化及び業務の拡充等 211

1. 改正の必要性 211
 - (1) 従来 of 制度 211
 - (2) 改正の必要性 213
2. 改正の概要 216
 - (1) 弁理士の使命の明確化 216
 - (2) 弁理士の業務の拡充 216
 - (3) その他 216
3. 改正条文の解説 217
 - (1) 弁理士の使命の明確化 217
 - (2) 弁理士の業務の拡充 219
 - (3) その他 224
4. 施行期日及び経過措置 227
 - (1) 施行期日 227
 - (2) 経過措置 228

条文索引 231

制度改正担当者